

井原市議会9月定例会が9月10日から始まります。一般質問の提出期限は9月4日の午前10時までです。

6月議会閉会后、市政にかかわる様々なご意見・ご要望を多くの方から聞かせていただき、これらの内容の吟味や調査などを行っています。

あっという間に提出期限が来るので、いまから質問の準備を始めています。いま時点での質問項目は下記の7項目です。まだ、新たな項目が加わることがあるかもしれません。

今回質問すれば、平成元年6月議会の初質問から、連続94回目の質問になります。内容の濃い質問になるよう頑張りたいと思います。

1. 子どものいじめの実態と対策はどうなっていますか
2. 中学校での武道必修化で柔道着による感染症が懸念されますが、対策は万全ですか
3. 小田川決壊を想定した避難訓練で明らかになった公助の課題は
4. 市有墓地の実態調査と台帳整備は、その後どの程度進んでいますか
5. 幼・小・中・市立高校の普通教室にエアコンの設置を
6. 早期に入居できる市営住宅にすると同時に今後の建設計画は
7. 高齢化等により地域内の草刈りや溝掃除ができなくなった地区に対する市の対応の強化を



衆院比例中国  
ブロック候補  
石村ともこ



弁護士  
元参議院議員  
仁比そうへい



衆院岡山5区  
候補  
古松けんじ

## 井原市政に対するご意見・ご要望をお寄せください

井原市議会平成24年9月定例会の開会予定日は9月10日(月)です。皆様の井原市政に対するご意見・ご要望をお近くの党員か下記の電話・FAXにお気軽にお寄せください。皆様のご意見・ご要望が1つでも多く実現するよう、引き続き奮闘したいと考えています。

日本共産党後援会事務所 TEL62-6200 FAX 62-6209  
森本ふみお宅 TEL62-6061 FAX 62-6081

周りの人に「日本共産党森本ふみお後援会」への入会をお勧めください。

# 日本共産党はこう考えます

しんぶん赤旗  
日刊紙より

## 尖閣諸島に関する日本共産党の見解 日本の領有は歴史的にも国際法上も正当

### 日本の領有と実効支配は正当

尖閣諸島の存在は、古くから日本にも中国にも知られており、中国の明代や清代の文献にも登場します。しかし、日中どちらのにも、同諸島に住民が居住していた記録はありません。日本共産党の「見解」は、「近代にいたるまで尖閣諸島は、いずれの国の領有にも属さず、いずれの国の支配も及んでいない、国際法でいうところの『無主の地』であった」と指摘しています。

その後、尖閣諸島を探検した日本人の古賀辰四郎氏が1885年に同島の貸与願いを申請。日本政府は、沖縄県などを通じてたびたび現地調査をおこなったうえで、1895年1月の閣議決定で尖閣諸島を日本領に編入しました。「見解」は、「歴史的には、この措置が尖閣諸島にたいする最初の領有行為である。これは、『無主の地』を領有の意思をもって占有する『先占』にあたり、国際法で正当と認められている領土取得の権原のひとつである」と述べています。

中国側は現在、尖閣諸島の領有権を主張していますが、その最大の問題点は、「中国が1895年から1970年までの75年間、一度も日本の領有に対して異議も抗議もおこなっていないという事実」（見解）です。

### 侵略による奪取と異なる

中国側は領有権の主張の根拠に、日清戦争（1894～95年）に乗じて日本が不当に尖閣諸島を奪ったという点をあげています。

日清戦争で日本は、台湾とその付属島嶼（とうしょ）、澎湖（ほうこ）列島などを中国から不当に割譲させて、中国への侵略の一步をすすめました。問題は、尖閣諸島がこの不当に奪取した領域に入るかどうかです。この点について、「見解」は当時の経過を詳細に検討しています。



尖閣諸島。魚釣島（手前）と北小島、南小島  
＝2004年11月、穀田  
恵二衆院議員撮影

「見解」は、日清戦争の講和条約（下関条約）の経過からみて、(1)尖閣領有の宣言が交渉開始の2カ月ほど前であること、(2)条約は尖閣について一切言及していないこと、(3)交渉過程で中国側が抗議した事実はないこと、(4)条約締結後の交換公文で台湾付属島嶼に含まれていないこと一をあげ、「日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による台湾・澎湖列島の割譲という侵略主義、領土拡張主義とは性格がまったく異なる、正当な行為であった」としています。

### 日中とも冷静な対応を

問題は、歴代の日本政府の態度に、1972年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を中国側に対して主張してこなかった弱点があることです。

領土画定の好機だった1978年の日中平和友好条約締結の際には、中国の鄧（とう）小（しょう）平（へい）副首相が尖閣領有問題の「一時棚上げ」を唱えたのに対し、日本側は領有権を明確な形では主張しませんでした。

1992年に、中国が「領海および接続水域法」で、尖閣諸島を自国領と明記した際にも、外務省は口頭で抗議しただけでした。

「見解」は、同時に中国政府にたいしても、「問題が起こった場合、事態をエスカレートさせたり、緊張を高める対応を避け、冷静な言動や対応をおこなうこと」を求めています。

「見解」は、日中両国が、2008年5月の共同声明で「共に努力して、東シナ海を平和・協力・友好の海とする」と合意していることを指摘し、「東アジアの平和と安定に貢献するよう」求めています。

この「後援会ニュース」は森本ふみお議員の  
ブログ (<http://jcp-seibu.sakura.ne.jp/morimoto/>) でも見れます。

ご意見・ご要望および情報をお気軽にお聞かせください。